



県章

山形県公報

平成16年5月11日(火)

第1540号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

有害図書類の指定.....	(文化振興課) ...	605
生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.....	(健康福祉企画課) ...	607
生活保護法による指定医療機関の指定.....	(同) ...	同
生活保護法による指定介護機関の廃止の届出.....	(同) ...	608
生活保護法による指定介護機関の休止の届出.....	(同) ...	609
生活保護法による指定介護期間の指定.....	(同) ...	同
指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止.....	(置賜総合支庁福祉課) ...	610
指定居宅サービス事業者の指定.....	(同) ...	同
指定試験機関の指定.....	(児童家庭課) ...	同
歳入の収納の事務の委託.....	(同) ...	611
土地改良区の定款変更の認可.....	(庄内総合支庁農村計画課) ...	同
同.....	(同) ...	同

選挙管理委員会関係

告 示

参議院山形県選出議員選挙における候補者が政見放送を行うことができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数.....	同
---	---

公 告

一般競争入札の公告.....	(情報企画課) ...	612
同.....	(米沢女子短期大学) ...	613
特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告.....	(公安委員会) ...	614
警備員指導教育責任者講習の実施.....	(同) ...	615
機械警備業務管理者講習の実施.....	(同) ...	616
山形県企業局水道用水供給事業に係る情報提供.....	(企業局) ...	617

告 示

山形県告示第563号

山形県青少年保護条例(昭和54年3月県条例第13号)第8条第1項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

平成16年5月11日

山形県知事 高 橋 和 雄

(図書)

指定番号	題名	図書コード	発行所等	指定の理由
8095	快樂添乗員 純	50518-91	(株) 芳文社	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
8096	レディースコミック アムール5月号	03801-05	(株) サン出版	
8097	制服の下はぶるるん	51791-40	(株) 蒼竜社	
8098	めいど いん じゃぱん	53813-62	ワニマガジン社	
8099	レディースコミック・タブー5月号	19673-05	三和出版(株)	
8100	Dr.ピカソ 5	06635-05	(株)バウハウス	
8101	微熱superデラックス4月号	07689-4	セブン新社	
8102	DOPEザ・ベストマガジンオリジナル4月号増刊	04040-04	(株)ロケイエンターテインメント	
8103	別冊GON!5月号	18185-5	ミリオン出版(株)	
8104	もっとすごい本当のH話コレクション5月号	18763-05	(株)バウハウス	
8105	メンズヤングスペシャル増刊5月号	08598-5	(株)双葉社	
8106	アンチックロマンチック	55250-33	辰巳出版(株)	
8107	COMICカクテル妖春5月号	03873-05	平和出版(株)	
8108	これぞ本物Hな話スペシャルpart 2	52772-24	(株)日本文芸社	
8109	まんがシャワー5月号	18399-5	(株)一水社	
8110	漫画アイドル5月号	01453-5	辰巳出版(株)	
8111	オトナの週末パソコンvol.2	07262-5	インフォレスト(株)	
8112	ケータイインディーズ ゲキウラvol.007	61810-97	英知出版(株)	
8113	つつまれない	51751-11	英知出版(株)	
8114	ラブラブハウス 1	51552-99	(有)ユース社	

《参考》青少年保護条例第8条第2項第1号並びに第2号の規定(包括基準)に該当する有害図書類

(図書)

番号	題名	区分	発行所等
1	人妻塾女報告5月号	07619-5	(株)司書房

2	女性クニ楽棒	コード不明	ヨク揉む堂
---	--------	-------	-------

(録画テープ等)

番号	題名	区分	発行所等
1	獣欲学園 ザ・レイプ悲歌16	ビデオ	(株)東京音光
2	女子高生13連発	DVD	デルタフォース

山形県告示第564号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成16年5月11日

山形県知事 高橋和雄

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
深瀬内科医院	山形市落合町字二口195番地の3	平成16. 3.31
フラワー調剤薬局ナガイ	長井市大町9番地の18	同
わだ心療内科クリニック	山形市小白川町一丁目16番33号	同
早坂内科循環器科医院	同 あかねヶ丘二丁目10番2号	同
酒田市夜間急病診療所	酒田市船場町二丁目1番30号	同
斎藤医院	東田川郡三川町大字猪子字旭谷地66番地の1	同
老人訪問看護やわたステーション	飽海郡八幡町小泉字前田37番地	同
大場医院	長井市本町一丁目3番41号	同 4.15

山形県告示第565号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成16年5月11日

山形県知事 高橋和雄

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
トータルヘルスクリニック(歯科)	南陽市櫛塚1180番地の5	平成16. 4. 1
朝日調剤薬局	西村山郡朝日町大字宮宿832番地の4	同
ジョイ調剤薬局あさひ	同 832番地の1	同

あい薬局新橋店	酒田市新橋一丁目14番6号	同
早坂内科循環器科医院	山形市あかねヶ丘二丁目10番2号	同
医療法人深瀬内科医院	同 落合町195番地の3	同
医療法人社団 わだ心療内科クリニック	同 小白川町一丁目16番33号	同
フラワー調剤薬局	長井市大町9番地の18	同
まつざわ眼科	酒田市亀ヶ崎一丁目10番1号	同 4.5
在宅リハビリ看護ステーションつばさ	山形市青田南6番13号	同 4.7
酒田市休日診療所	酒田市本町三丁目11番40号	同 4.14

山形県告示第566号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成16年5月11日

山形県知事 高橋和雄

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	廃止年月日
中山町指定居宅介護支援事業所	居宅介護支援	東村山郡中山町大字柳沢2336番地の1	平成14.3.31
山本医院	介護療養型医療施設	酒田市新井田町15番3号	同 9.30
さふらん酒田北店	福祉用具貸与	同 東泉町三丁目1番1号	同 11.30
ポテト調剤薬局吉原店	居宅療養管理指導	山形市柳原79街区の8	平成15.1.17
山辺町指定居宅看護支援事業所	居宅介護支援	東村山郡山辺町緑ヶ丘5番地	同 3.31
山辺町指定訪問介護事業所	訪問介護	同	同
至誠堂老人訪問看護ステーション	居宅介護支援	山形市桜町4番10号	同 6.10
訪問看護ステーションコスモス	同	同 上町四丁目6番12号	同
金山町立病院	同	最上郡金山町大字金山548番地の2	同 11.10
至誠堂総合病院	同	山形市桜町7番地の44	平成16.2.1
神室ふくすけの家	通所介護 居宅介護支援	最上郡金山町大字金山274番地の1	同 3.1
本間病院在宅介護支援センター	居宅介護支援	酒田市中町三丁目3番18号	同 2.29

けいあいセンター	訪問介護	長井市本町二丁目13番14-1号	同	3.10
(福)金山町社会福祉協議会「指定居宅サービス訪問介護事業所」	同	最上郡金山町大字金山561番地	同	3.31
老人訪問看護やわたステーション	訪問看護 居宅介護支援	飽海郡八幡町小泉字前田37番地	同	

山形県告示第567号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成16年5月11日

山形県知事 高橋和雄

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	休止年月日
(有)ホームケア荘内居宅介護支援サービス	居宅介護支援	酒田市亀ヶ崎三丁目1番10号	平成14.8.1
あいのもり薬局	同	東置賜郡高畠町高畠洪作299番地の10	同 10.15
酒田日吉町指定居宅介護支援事業所	同	酒田市日吉町一丁目6番25号	平成15.6.1
西川町在宅介護支援センター	同	西村山郡西川町大字海味543番地の8	平成16.1.1
サポート21	訪問介護	山形市城西町二丁目1番20号	同 2.29
ヘルパーステーションまごのて	同	米沢市万世町桑山字大割2160番地の2	同 3.21

山形県告示第568号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成16年5月11日

山形県知事 高橋和雄

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	指定年月日
宅老所たかはた菜の花苑	通所介護	東置賜郡高畠町大字小其塚1233番地の5	平成16.4.1
神室ふくすけの家	同	最上郡金山町大字金山274番地の1	同
株式会社コムスン江俣ケアセンター	訪問介護	山形市江俣四丁目11番14号	同
株式会社コムスン上山北ケアセンター	同	上市市金谷字八反田399番地の1	同
アイリスケアセンター鶴岡	福祉用具貸与	鶴岡市山王町11番地の17	同

介護老人保健施設あかね	居宅介護支援	東田川郡立川町大字添津字家の下97番地	同
居各介護支援センターぴゅあふる	同	米沢市大字三沢26106番地の14	同
有限会社 ヴィーヴル	訪問介護	同 中央四丁目1番21号コーピラス米沢立町1303号	同
あいケアプランセンター	居宅介護支援	山形市七日町三丁目1番9号	同
アイリスケアセンター東根	福祉用具貸与	東根市神町東一丁目17番30号	同
町立八幡病院	訪問看護	飽海郡八幡町小泉字前田37番地	同
グループホームさくらんぼ	痴呆対応型 共同生活介護	東根市大字野田1924番地	同 4.2
株式会社 萬屋薬局	福祉用具貸与	山形市六日町2番3号	同 4.6
グループホームみどり	痴呆対応型 共同生活介護	飽海郡平田町砂越緑町五丁目43番地	同
在宅リハビリ看護ステーションつばさ	訪問看護	山形市青田南6番13号	同 4.15
短期入所生活介護事業所 ドミール南陽	短期入所生活介護	南陽市柵塚940番地	同

山形県告示第569号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成16年5月11日

山形県知事 高橋和雄

指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
社会福祉法人南陽 南陽市宮内3750番地の1	ほなみ訪問ケア居宅支援事業所 南陽市宮内4653番地の1	平成16.4.1

山形県告示第570号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成16年5月11日

山形県知事 高橋和雄

指定居宅サービス事業者の 名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	居宅サービスの 種類	指定年月日
有限会社テイクオフ 西置賜郡白鷹町大字畔藤1682 番地2	ケアセンターとこしえ西大塚 東置賜郡川西町大字西大塚2308-9	通所介護	平成16.5.3

山形県告示第571号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の9第1項の規定により、指定試験機関を次のとおり指定した。

平成16年5月11日

山形県知事 高橋和雄

- 1 指定試験機関の名称及び所在地
 - (1) 名称 社団法人全国保育士養成協議会
 - (2) 所在地 東京都千代田区富士見一丁目2番32号
- 2 指定年月日 平成16年4月1日

山形県告示第572号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。
平成16年5月11日

山形県知事 高橋和雄

- 1 委託した収納事務
保育士登録申請手数料、保育士登録証書換え交付手数料及び保育士登録証再交付手数料の収納事務
- 2 受託者の名称及び住所
 - (1) 名称 社会福祉法人日本保育協会
 - (2) 所在地 東京都渋谷区神宮前五丁目53番1号
- 3 委託期間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

山形県告示第573号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。
平成16年5月11日

山形県知事 高橋和雄

- 1 土地改良区の名称
八沢川土地改良区
- 2 事務所の所在地
鶴岡市大字大山字中道92-2
- 3 認可年月日
平成16年4月1日

山形県告示第574号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。
平成16年5月11日

山形県知事 高橋和雄

- 1 土地改良区の名称
中川土地改良区
- 2 事務所の所在地
鶴岡市宝町18番46号
- 3 認可年月日
平成16年4月26日

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第65号

政見放送及び経歴放送実施規程(平成6年11月自治省告示第165号)第2条第7項の規定により近く執行予定の参議院山形県選出議員選挙における候補者が政見放送を行うことができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を、次のとおり定めた。

平成16年5月11日

山形県選挙管理委員会

委員長 安部

敏

テレビジョン放送		ラジオ放送	
株式会社さくらんぼテレビジョン	1回	山形放送株式会社	1回
株式会社山形テレビ	1回		
株式会社テレビユー山形	1回		

公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、インターネット接続サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成16年5月11日

山形県知事 高橋和雄

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室(2階)
- (2) 日 時 平成16年5月21日(金) 午前10時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量
山形県基幹高速通信ネットワークに要するインターネット接続サービス 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成16年7月1日から平成17年3月31日まで
- (4) 履行期間 入札説明書による。
- (5) 入札方法 (3)契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)に規定する電気通信事業者であること。
- (3) 当該サービスに関し、国の機関または地方公共団体への納入実績があること。
- (4) 当該サービスに関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
- (5) 8の(1)により提出された仕様書等により基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部総合政策室情報企画課ネットワーク推進担当 電話番号023(630)2098

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

8 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)から(4)に係る証明書、仕様書その他必要な書類(以下「仕様書等」という。)を平成16年5月17日(月)午後3時まで提出すること。この場合において、仕様書等を提出した者は、開札日の前日までに仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約については、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県立米沢女子短期大学学内ネットワークシステムの賃貸サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年5月11日

山形県知事 高橋和雄

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 米沢市通町六丁目15番1号 山形県立米沢女子短期大学小会議室(1階)
- (2) 日 時 平成16年5月31日(月) 午前10時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量
山形県立米沢女子短期大学学内ネットワークシステムの賃貸サービス 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成16年10月1日から平成20年9月30日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 (3)契約期間に掲げる期間に相当する賃貸額の総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 特定調達契約に係る競争入札参加者の資格に関する公告(平成16年1月23日付け山形県公報第1510号)により公示された資格を有すること。
- (2) 当該賃貸物品又はこれに相当する規模のネットワークシステムを納入した実績を証明できること。
- (3) 当該賃貸物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
- (4) 9の(1)により提出された仕様書等により、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

米沢市通町六丁目15番1号 山形県立米沢女子短期大学教務学生課 電話番号0238(22)7330

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)及び(3)に係る証明書、仕様書その他必要な書類(以下「仕様書等」という。)を平成16年5月21日(金)正午までに提出すること。この場合において、仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be procured: Lease service of a network system for Yamagata Prefectural Yonezawa Women's Junior College: 1set
- (2) Time limit for tender: 10:00 A.M. May 31, 2004
- (4) Contact point for the notice: Yamagata Prefectural Yonezawa Women's Junior College, 15-1 Torimachi 6-chome, Yonezawa-shi, Yamagata-ken 992-0025 Japan TEL 0238-22-7330

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、これらの随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年5月11日

山形県知事 高橋和雄

1 (1) 随意契約に係る物品等の名称及び数量

更新時講習教本「交通の教則(運転者用)」及び「人にやさしい安全運転」

年間数量 各180,300冊程度

更新時講習教本「安全運転自己診断」

年間数量 112,650冊程度

(2) 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県警察本部警務部会計課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(626)0110

(3) 随意契約の相手方を決定した日 平成16年4月1日

(4) 随意契約の相手方の名称及び所在地

財団法人全日本交通安全協会 東京都千代田区九段南四丁目8番13号

(5) 随意契約に係る契約金額

「交通の教則(運転者用)」 152,250円

「人にやさしい安全運転」 90,300円

「安全運転自己診断」 10,605円

(6) 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約

(7) 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第10条第1項第1号該当

2 (1) 随意契約に係る物品等の名称及び数量

運転免許証作成材料「カードベース」

年間数量 202箱程度

運転免許証作成材料「インクリボン」

年間数量 243箱程度

運転免許証作成材料「ラミネート剤」

年間数量 12箱程度

(2) 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県警察本部警務部会計課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(626)0110

(3) 随意契約の相手方を決定した日 平成16年4月1日

(4) 随意契約の相手方の名称及び所在地

コニカミノルタアイディシステム株式会社 東京都新宿区新宿四丁目3番17号

- (5) 随意契約に係る契約金額
「カードベース」 92,106円
「インクリボン」 59,535円
「ラミネート剤」 77,700円
- (6) 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- (7) 随意契約による理由 特例政令第10条第1項第1号該当

警備業法(昭和47年法律第117号)第11条の3第2項第1号の規定により、警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成16年5月11日

山形県公安委員会
委員長 吉田 美智子

1 期日及び場所等

(1) 期日等

ア 期日

平成16年7月5日(月)から同月10日(土)まで

イ 時間

午前9時から午後4時40分まで

(2) 場所

山形市東古館123番地 山形県農業協同組合研修所 協同の杜

2 受講定員

50人

3 受講対象者

警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)は、次のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 最近5年間に警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定に合格した者
- (3) 検定規則第1条第2項に規定する2級の検定に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上警備業務に従事している者

4 受講手続

(1) 受講申込み

ア 講習を受けようとする者は、受講申込書2通に写真(受講申込書提出前6月以内に撮影した無帽、無背景の縦4.3センチメートル、横3.2センチメートルの顔写真)を貼付し、山形県内の最寄の警察署に提出すること。(郵送不可)

イ 3の(1)に該当する者については、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書を受講申込書に添付すること。

ウ 3の(2)に該当する者については、1級検定に係る合格証の写しを受講申込書に添付すること。

エ 3の(3)に該当する者については、2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書を受講申込書に添付すること。

(2) 申込みの受付期間及び受講手数料

ア 受付期間

平成16年5月24日(月)から同年6月2日(水)までの間の午前8時30分から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

イ 受講手数料

37,000円

(3) 申込み上の注意事項

ア 申込者が受講定員に達したときは、受付期間内であっても申込みを締め切る。

イ 受講手数料は、山形県証紙で納付すること。

5 講習事項等

(1) 講習事項

- ア 警備業務実施の基本原則に関すること。
- イ 警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること。
- ウ 警備業務に係る基本的な知識及び技能に関すること。
- エ 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。
- オ その他警備員指導教育責任者として必要な指導及び教育に関すること。

(2) 修了考査

- ア 講習後、筆記による修了考査を行う。
- イ 修了考査に合格し、講習の課程を修了した者に対し、修了証明書を交付する。

6 講習業務の委託

講習は、社団法人山形県警備業協会(電話023(644)7685)に委託して実施する。

7 その他

本講習についての問い合わせは、山形県警察本部生活安全企画課(電話023(626)0110内線3033)又は山形県内の各警察署に行うこと。

警備業法(昭和47年法律第117号)第11条の6第2項第1号の規定により、機械警備業務管理者講習を次のとおり実施する。

平成16年5月11日

山形県公安委員会
委員長 吉田 美智子

1 期日及び場所等

(1) 期日等

- ア 期日
平成16年7月5日(月)から同月8日(木)まで
- イ 時間
午前9時から午後4時40分まで

(2) 場所

山形市東古館123番地 山形県農業協同組合研修所 協同の杜

2 受講定員

20人

3 受講手続

(1) 受講申込み

機械警備業務管理者講習(以下「講習」という。)を受けようとする者は、受講申込書2通に写真(受講申込書提出前6月以内に撮影した無帽、無背景の縦4.3センチメートル、横3.2センチメートルの顔写真)を貼付し、山形県内の最寄の警察署に提出すること。(郵送不可)

(2) 申込みの受付期間及び受講手数料

- ア 受付期間
平成16年5月24日(月)から同年6月2日(水)までの間の午前8時30分から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

- イ 受講手数料
38,000円

(3) 申込み上の注意事項

- ア 申込者が受講定員に達したときは、受付期間内であっても申込みを締め切る。
- イ 受講手数料は、山形県証紙で納付すること。

4 講習事項等

(1) 講習事項

- ア 警備業法その他機械警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること。
- イ 警備業務用機械装置の運用に関すること。
- ウ 指令業務に関すること。
- エ 警察機関への連絡に関すること。

オ その他機械警備業務の管理に必要な事項に関すること。

(2) 修了考査

ア 講習後、筆記による修了考査を行う。

イ 修了考査に合格し、講習の課程を修了した者に対し、修了証明書を交付する。

5 講習業務の委託

講習は、社団法人山形県警備業協会（電話023(644)7685）に委託して実施する。

6 その他

本講習についての問い合わせは、山形県警察本部生活安全企画課（電話023(626)0110内線3033）又は山形県内の各警察署に行うこと。

水道法（昭和32年法律第177号）第31条において準用する同法第24条の2に基づき、定期水質検査の結果等について各広域水道用水供給事業の概要を作成し、県行政情報センター、県総合支庁窓口、県立図書館及び市町村立図書館に配備し、情報提供を行った。

その概要は、次のとおりである。

平成16年5月11日

山形県企業管理者 細野 武司

1 水質検査結果

平成14年度に実施した1日1回行う色・濁り及び消毒の残留効果に関する検査並びに概ね1か月ごとに行う水質基準に関する検査について、すべての広域水道用水供給事業において基準を満たしている。

2 事業実施体制

本局（総務課及び水道課）、置賜地区水道事務所、村山地区水道事務所、最上地区水道事務所及び庄内地区水道事務所（本所及び平田支所）

3 費用

(1) 置賜広域水道用水供給事業

建設事業費 11,479百万円、平成14年度総費用 688,787,444円

(2) 村山広域水道用水供給事業

建設事業費 67,878百万円、平成14年度総費用 3,542,963,770円

(3) 最上広域水道用水供給事業

建設事業費 10,186百万円、平成14年度総費用 708,464,971円

(4) 庄内広域水道用水供給事業

建設事業費 69,920百万円、平成14年度総費用 2,706,901,668円

平成16年5月11日印刷
平成16年5月11日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形(631)2057 (631)2056